

資料編

大月市第7次総合計画

大月市第7次総合計画策定の経緯

- 平成27年 2月13日～3月10日 市民アンケート調査実施
- 平成28年 3月1日～18日 おおつきの将来構想検討市民会議公募委員募集
- 平成28年 5月17日 平成28年度第3回庁議
・総合計画基本方針の変更について決定
- 平成28年 9月29日 第1回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
・市民会議26名委嘱
・総合計画策定趣旨・市の現状説明
- 平成28年10月20日 第2回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
・3グループによるグループワーク
- 平成28年11月17日 第3回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
- 平成28年11月28日 第1回職員ワーキング会議 開催
・総合計画策定趣旨説明
- 平成28年12月15日 第4回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
- 平成28年12月21日 第2回職員ワーキング会議 開催
- 平成29年 1月15日 第5回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
- 平成29年 1月24日 第3回職員ワーキング会議 開催
- 平成29年 2月 7日 第6回おおつきの将来構想検討市民会議及び
第4回職員ワーキング合同会議 開催
・市民会議・職員6グループの検討経過を合同で報告
- 平成29年 2月28日 第5回職員ワーキング会議 開催
- 平成29年 2月28日 第7回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
- 平成29年 3月23日 第8回おおつきの将来構想検討市民会議 開催
- 平成29年 4月20日 第9回おおつきの将来構想検討市民会議・第6回職員
ワーキング合同会議 開催
・市長へ各グループから出された大月の将来像(案)の6案を報告
- 平成29年 5月1日～19日 総合計画審議会公募委員募集
- 平成29年 5月29日 第1回庁内策定委員会 開催
- 平成29年 7月 4日 第2回庁内策定委員会 開催
・将来像3案に絞り込み、基本構想修正
- 平成29年 7月20日 第1回総合計画審議会 開催

- ・審議会委員26名委嘱

- ・総合計画策定趣旨説明

平成29年 8月24日 第2回総合計画審議会 開催

- ・将来像決定、基本構想修正

平成29年10月 3日 市議会議員定例懇談会 基本構想説明

平成29年10月18日 市長へ総論・基本構想の答申

平成29年10月18日～11月10日 大月市第7次総合計画基本構想（素案）
パブリックコメント意見募集期間

平成29年11月 2日 第3回庁内策定委員会 開催

- ・基本構想、基本計画の骨格－施策体系

平成29年11月20日 第3回総合計画審議会 開催

- ・基本構想確定、基本計画－施策体系

平成29年11月21日 市議会議員定例懇談会 総論・基本構想説明
12月議会へ議案提出

平成30年 1月11日 第4回庁内策定委員会 開催

- ・基本計画・目標指標

平成30年 1月30日 第4回総合計画審議会 開催

- ・基本計画・目標指標

平成30年 2月 9日 第5回総合計画審議会 開催

- ・基本計画決定

平成30年 2月13日 市長へ基本計画の答申

平成30年 2月15日 平成29年度第12回庁議

- ・基本計画決定の報告

平成30年 2月20日 市議会議員定例懇談会 基本計画決定報告

平成30年 2月21日～3月14日 大月市第7次総合計画基本計画
パブリックコメント意見募集期間

大企01第506号
平成29年7月20日

大月市総合計画審議会会長 殿

大月市長 石井 由己雄

大月市第7次総合計画基本構想（案）について（諮問）

大月市第7次総合計画策定にあたり、大月市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の大月市第7次基本構想（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成29年10月18日

大月市長 石井 由己雄 殿

大月市総合計画審議会
会長 村上 哲也

大月市第7次総合計画基本構想（案）について（答申）

平成29年7月20日付け大企01第506号で諮問のありました、大月市第7次総合計画基本構想（案）について、大月市総合計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

平成30年2月13日

大月市長 石井 由己雄 殿

大月市総合計画審議会
会長 村上 哲也

大月市第7次総合計画基本計画（案）について（答申）

平成29年7月20日付け大企01第506号で諮問のありました、大月市第7次総合計画基本計画（案）について、大月市総合計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

○大月市総合計画審議会条例

平成7年3月27日

条例第3号

改正 平成8年3月29日条例第4号

平成12年7月14日条例第27号

平成18年3月27日条例第7号

平成21年3月27日条例第4号

大月市総合開発審議会条例（昭和41年大月市条例第4号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として大月市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、大月市総合計画の策定に必要となる調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及び市民のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、市議会議員、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命された委員は、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を召集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大月市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総合開発審議会」を「総合計画審議会」に改める。

附 則(平成8年3月29日条例第4号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

総合計画審議会委員名簿 （名簿順序は不同です）

会長	大月短期大学学長	村上	哲也
副会長	青年会議所理事長	小俣	陽介
	文化協会会長	小林	尚武
	農業委員会会長	志村	喜光
	商工会会長	鯨岡	廣文
	観光協会会長	天野	太文
	大月商店街協同組合理事	小宮	昭夫
	森林組合組合長	棚本	佳秀
	消防団団長	井上	光則
	男女共同参画推進委員会委員長	嵯峨	和子
	北都留医師会会長	鈴木	昌則
	社会福祉協議会会長	和田	昌弘
	老人クラブ連合会会長	畠山	哲
	民生委員・児童委員協議会会長	池川	元
	小中学校校長会会長（猿橋中学校校長）	宇野	誠
	公民館長（市公連会長）	富田	重利
	体育協会会長	山口	英秋
	女性交流会会長	志村	きよ子
	スポーツ推進委員協議会会長	矢ヶ崎	典秀
	おおつきの将来構想検討市民会議議長	天野	統一
	おおつきの将来構想検討市民会議副議長	小俣	比鶴
	市議会議長	山田	善一
	市議会議員 総務産業常任委員長	小泉	二三雄
	市議会議員 総務産業常任委員長	相馬	力
	市議会議員 社会文教常任委員長	鈴木	章司
	市議会議員 社会文教常任委員長	小林	信保
	大月みらい協議会議長	志村	淳
	大月みらい協議会委員	藤井	真弓

おおつきの将来構想検討市民会議設置要綱

（設置）

第1条 大月市第7次総合計画の策定にあたり、教育・福祉・防災・産業・観光・交通・環境を含む様々な分野において、行政や市民が何をすべきか広く議論し、大月市の今後10年間の目指すべき方向を示す基本構想の素案を取りまとめるため、おおつきの将来構想検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、大月市第7次総合計画における基本構想等の素案の作成を行う。

（組織）

第3条 市民会議は、25名程度の委員で組織する。

2 委員は、各種団体の構成員及び公募者等のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から、第2条の所掌事務が終了する日までとする。

（議長及び副議長）

第5条 市民会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

3 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、議長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

（庶務）

第7条 市民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

おおつきの将来構想検討市民会議委員名簿 （名簿順序は不同です）

新海 友也	大月市文化協会	
小俣 比鶴	大月市文化協会	（副議長）
加藤 てる代	大月市体育協会	
清水 壽子	大月市観光協会	
平井 和子	大月市観光協会	
長谷部 賢	猿橋商業振興会	
天野 修	大月市商工会	
嶋田 英子	大月市商工会	
長幡 泉	大月市商工会	
山田 茂	大月商店街協同組合	
小宮 昭夫	大月商店街協同組合	
天野 統一	大月青年会議所	（議長）
中島 啓介	大月青年会議所	
黒部 高史	大月市PTA連合会	
卯月 邦彦	大月市PTA連合会	
藤原 勲	大月市社会福祉協議会	
中村 友子	障がい者福祉の会	
廣瀬 重男	男女共同参画推進委員	
和田 玲子	おおつき女性交流会	
河西 悦子	おおつき女性交流会	
福島 尚美	大月みらい協議会	
藤井 真弓	大月みらい協議会	
須貝 拓夢	大月短期大学学生	
佐久間 順紀	大月短期大学学生	
長谷川 彩花	大月短期大学学生	
平井 裕善	公募	

大月市の概況

位 置

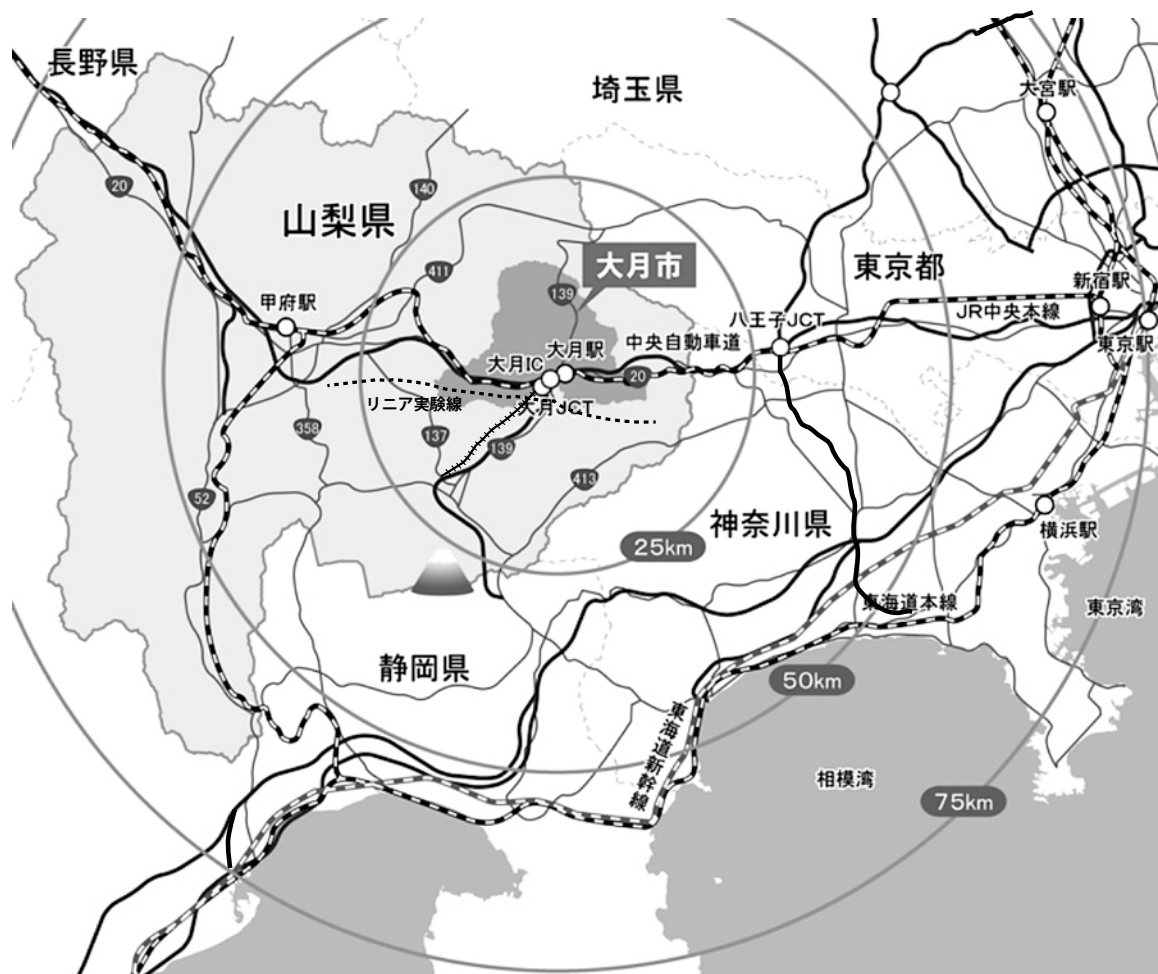
本市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、南は都留市、富士河口湖町、西は笛吹市、甲州市、北は小菅村に囲まれています。

首都東京は東に約 75km、県庁所在地の甲府市へは約 35km の距離にあります。

古くから甲州街道の宿場町であり、J R 中央本線や中央自動車道、国道 20 号などの幹線交通網でつながっています。

さらに、これらの交通網と交差する国道 139 号や富士五湖方面への富士急行線の分岐点に位置し、交通の要衝となっております。

また、本市は富士山の北東約 30km に位置しており、富士山の景勝地としても知られています。



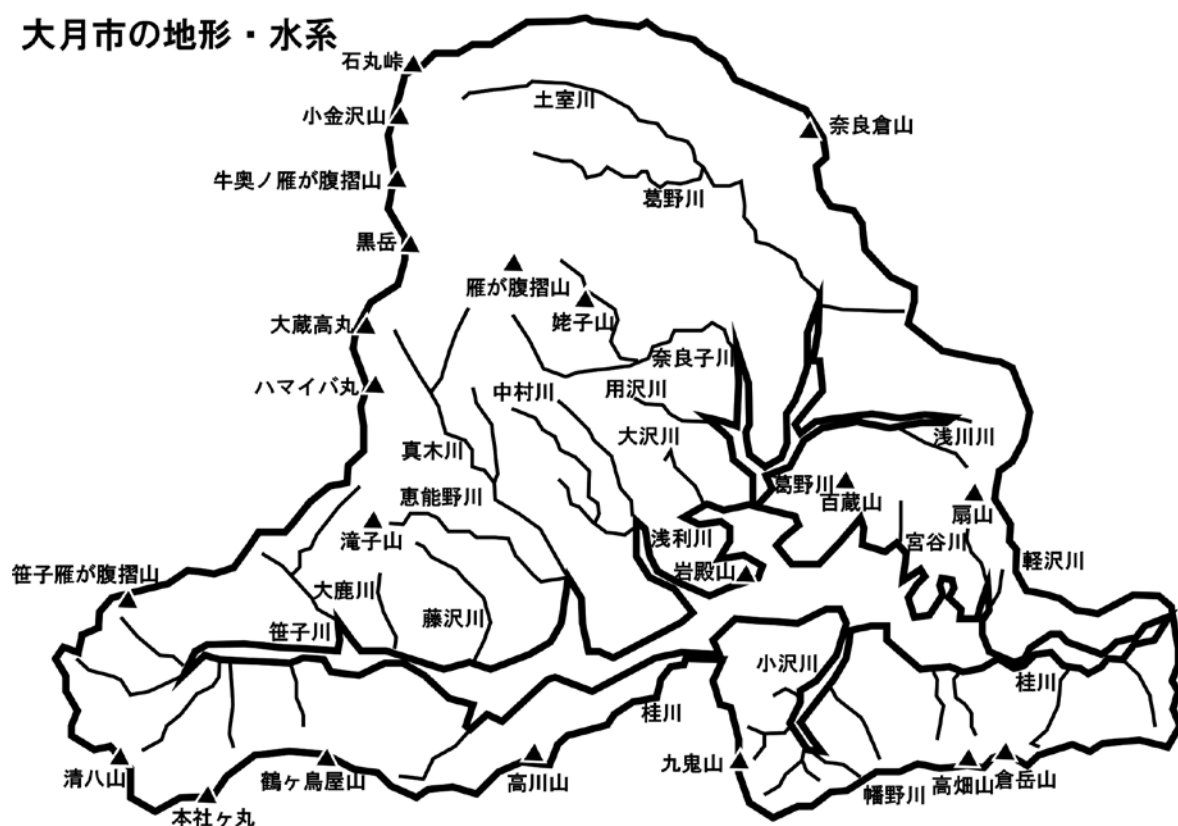
地勢・気候

本市は、北・東・西に頂点を持つおおむね三角形をしており、最も標高の高い場所は北部に位置する小金沢山で、その標高は 2,000m を超えています。

市の南部には、富士北麓の山中湖に発する桂川や、市西部の笹子峠南谷から東に流れる笹子川、その支流が流れ、これとほぼ直角に真木川、浅利川、葛野川などが流入し、それに繋がる大小さまざまな支流とともに複雑な起伏を形成しています。

また、本市は太平洋側気候に属しており、夏季は高温多湿で、冬季は乾燥した晴天が多く降水量が少ないなど、市の平均標高は 500m の山間であることから、季節・昼夜ごとに気温や湿度の変化が大きく激しい気候といえます。

大月市の地形・水系



土地利用

市域の約 90%は森林で、1 千から 2 千 m 級の山々に囲まれ、住宅地は、おおむね市中央部の国道 20 号、J R 中央本線沿いに集まっておりますが、沢沿いの山間地にも集落が多数点在しております。

所有区分別土地利用面積をみると、市域全体の面積 28,025ha のうち、公有地等が

20,672.8ha と 74%を占めています。

この公有地等のほとんどが山林です。民有地についても、山林が 4,660.7ha と民有地の 63%を占めています。

農地のうち水田も河岸段丘の低地や、各河川沿いの低地に集まっています。

河岸段丘の上部には畑が多く分布しています。

所有区分別土地利用面積の推移（1 月 1 日現在）

（単位：ha）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
田	178.2	174.5	174.2	173.4	173.8	184.4
畑	1,134.2	1,062.8	1,059.0	1,053.6	1,049.9	1,091.7
宅 地	446.3	448.6	448.5	443.0	440.1	477.4
山 林	4,535.5	4,615.3	4,611.9	4,611.9	4,612.1	4,660.7
原 野	628.0	628.0	624.2	624.2	624.1	641.7
その他	289.8	283.5	284.6	286.8	288.9	296.3
計	7,212.0	7,212.7	7,202.4	7,192.9	7,188.9	7,352.2
公有地 (非課税地)	20,818.0	20,817.3	20,827.6	20,837.1	20,836.2	20,672.8
総面積	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0	* 28,025.0	* 28,025.0

（税務課 土地に関する概要調書）

* 国土地理院平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調

電子国土基本図地図データによる面積計測方法変更に伴う変更

本市は、桂川と笹子川の河川沿いに広がる河岸段丘に古くから集落が形成され、甲州街道の宿場町として、また養蚕・絹織物の特産地として発展してきました。

昭和 29 年 8 月に北都留郡の 3 町 4 村が合併し山梨県内で 6 番目の市として市制が施行され、昭和 30 年 9 月にはさらに 1 村を合併して現在の大月市となりました。

昭和 30 年代を迎え、我が国の高度成長期とともに本市においても地場産業である絹織物産業を中心に経済活動が活発化しました。

しかし、昭和 40 年代後半のオイルショックの影響を受け、繊維工業や中小企業は次第に衰退し、本市の人口も昭和 30 年の 41,412 人から昭和 50 年には 36,766 人へと大きく減少しました。

この間、昭和 44 年に中央自動車道富士吉田線、昭和 52 年に中央自動車道西宮線が開通し、昭和 61 年には中央線快速電車が犬伏駅へ乗り入れるなど、首都圏への通勤・通学時間は大幅に短縮されました。

全国的にも経済の発展期に入り、都会へ進学・就職で転出する方が多くなり、人口は減少していたものの、大規模公共工事としてダム建設や、山梨リニア実験線の建設、電子製品の製造企業の誘致や、水力発電所の建設、都心へ通勤できる立地条件であることから住宅地の造成等で、人口減少をゆるやかに抑えていました。

しかしながら、景気の退潮とその後の長引く平成不況や、各種建設事業が完了したこと、近年は少子化の影響をまともに受け、急激に人口減少が表れ、平成 20 年には、人口が 3 万人を割ってしまいました。

平成 26 年に市制 60 周年の節目を迎え、今後の新たな時代の変化へと踏み出しています。

大月市 第7次総合計画

発行日 2018(平成30)年3月

発 行 大月市役所

〒 401-8601

山梨県大月市大月二丁目 6 番 20 号

TEL 0554-22-2111 (代)

FAX 0554-23-1216

URL <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

編 集 総務部企画財政課



「大」を天に向けはねさせて全体を形づくり、
力強さを、また中央の丸を「月」になぞられ
市民の和による発展を象徴、図案化したもの
です。



大月市の木「八重桜」



大月市の花「山ゆり」